

平成28年4月28日

コーナン商事株式会社
代表取締役 足田 直太郎 様

京都市長 門 川 大 作

大規模小売店舗立地法に基づく届出に対する市の意見について（通知）

平成27年9月30日付けで届出のあった大規模小売店舗について、大規模小売店舗立地法（以下「法」という。）の規定により、下記のとおり通知します。

記

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）コーナンPRO伏見下鳥羽店
京都市伏見区下鳥羽但馬町101ほか

2 法第8条第4項の規定による市の意見について

現在の状況及び意見書の提出状況等に配慮するとともに、大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針（平成19年経済産業省告示第16号）を勘案し、届出書類を総合的に検討したところ、本出店計画の実施による周辺の地域の生活環境への影響は少ないと判断し、市は意見を有しないものとします。

3 付帯意見

届出者におきましては、以下の事項を実施していくことが望まれます。

- ・ 大手筋通を東進する来店車両が、大手筋通を右折して直接大手筋通沿いの出入口へ入場することが無いよう来店経路の周知を徹底するとともに、店舗西側の出入口から退店する車両についても、左折退場するよう案内すること。
- ・ 駐輪場へは駐車場内を通る必要があるため、来店客の安全確保に努め、必要に応じて警備員を配置するなどの対策を講じること。
- ・ 早朝の荷さばきに関して、静穏に作業するよう徹底すること。
- ・ 当該店舗で取り扱う商品は、建築事業関係者等を対象とした建築資材等の大型の商品が多く、一般消費者向けの店舗より多くの大型車両が来店する可能性があるため、駐車場内のアイドリング禁止の呼びかけを徹底すること。

- ・ 一回の購入量が多いことから，来店客に対して購入した商品の運搬及び車への積込みを静穏に行うことを呼びかけるなどにより，騒音の発生の抑制に一層努めること。

意見理由

1 現在の状況（立地状況等）

当該商業施設の建設予定地は、都市計画法上の準工業地域に位置している。

周辺の状況は、北側は大手筋通を隔てて事業所、東側は駐車場、西側は道路を隔てて工場及び住居、南側は事業所及び駐車場が立地している。

2 説明会の状況

法第7条第1項の規定に基づき開催された説明会において、違法駐車対策についての要望、駐車場収容台数についての質問、災害時等における地域への貢献についての意見が出された。

3 意見書

法第8条第2項の規定により提出された意見はなかった。

4 市の見解

指針に基づき、今回の出店計画を検討した。

（1）駐車場及び来退店客の経路設定について

駐車場の設置（収容台数）については、指針に基づいて算出した台数である89台を法に基づく届出台数として確保する計画となっており、法の趣旨からは適正であると言える。

なお、大手筋通を東進する来店車両が、大手筋通を右折して直接大手筋通沿いの出入口へ入場することが無いよう来店経路の案内を徹底するとともに、店舗西側の出入口から退店する車両についても、左折退場するよう周知することが望まれる。

（2）駐輪場について

駐輪場の設置（収容台数）については、京都市自転車等放置防止条例に基づく付置義務台数を確保しており、収容台数に不足が生じる恐れは少ないと考える。

ただし、駐輪場へは駐車場内を通る必要があるため、来店客の安全確保に努め、必要に応じて警備員を配置するなどの対策を講じることが望まれる。

（3）荷さばき施設について

荷さばき施設については、その施設配置、運営計画等について配慮されているが、とりわけ早朝の荷さばきに関して、静穏に作業するよう徹底することが望まれる。

（4）騒音について

計画地周辺は準工業地域であり、昼間及び夜間の等価騒音レベルの予測は環境基準を下回っており、夜間における騒音の最大値についても規制基準を下回っていることから周辺環境に与える影響は少ないと判断される。

なお、当該店舗で取り扱う商品は、建築事業関係者等を対象とした建築資材等の大型の商品が多く、一般消費者向けの店舗より多くの大型車両が来店する可能性があるため、駐車場内のアイドリング禁止の呼びかけを徹底することが望まれる。また、一回の購入量も多いことから、来店客に対して購入した商品の運搬及び車への積み込みを

静穏に行うことを呼びかけるなどにより，騒音の発生の抑制に一層努めることが望まれる。

(5) 廃棄物等の保管施設及びリサイクルについて

廃棄物等の保管施設については，指針に基づく予測により必要な保管容量が確保されているほか，施設配置，運営計画，車両経路及びリサイクル等についても配慮されている。

(6) 防災，防犯対策への協力及び街並みづくりへの配慮等について

防災対策への協力については，防災協定等の締結及び，地方公共団体等から要請があった場合協力する旨の意思表示がなされている。

以上により，周辺の地域の生活環境に与える影響は少ないと判断される。